



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 株式会社ニッチツ
代 表 者 代表取締役社長 廣瀬 靖夫
(コード: 7021 東証第 2 部)
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 松井 慎一
(TEL. 03-5561-6200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 92 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更するため、定款第 8 条を変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、普通株式の併合（10 株を 1 株に併合）を行います。

また、会社法により、株式併合を行う場合、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない旨が規定されております。

本規定及び株式併合の内容を勘案し、発行可能株式総数を 8,730 万株から 852 万株に変更するため、定款第 6 条を変更するものであります。

本定款一部変更は、株式併合の効力発生を条件とし、当該株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。

なお、当社では、本日、「株式併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」を公表いたしておりますので、あわせてご参照ください。

- (2) 電子公告制度の採用による公告機能及び利便性の向上、ならびに公告手続合理化のため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 取締役及び監査役に広く適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (4) 上記条文の変更、項目番号の追加、現行の規定内容を明確にすること、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 29 日（木曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は株式会社ニッチツと称し、英文ではNITCHITSU CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことをもって目的とする。</p> <p><u>1.</u> (条文省略)</p> <p>↳</p> <p><u>8.</u> (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9.</u> (条文省略)</p> <p>(本 店)</p> <p>第 3 条 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 (条文省略)</p> <p><u>1.</u> (条文省略)</p> <p>↳</p> <p><u>4.</u> (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ニッチツ</u>と称し、英文では NITCHITSU CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことをもって目的とする。</p> <p><u>(1)</u> (現行どおり)</p> <p>↳</p> <p><u>(8)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(9) 塗料および塗料関連製品の製造、販売、塗装</u></p> <p><u>(10)</u> (現行どおり)</p> <p>(本 店)</p> <p>第 3 条 当社は、<u>本店</u>を東京都港区に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p><u>(1)</u> (現行どおり)</p> <p>↳</p> <p><u>(4)</u> (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,730</u> 万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>852</u> 万株とする。
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 9 条 (条文省略)	第 9 条 (現行どおり)
<u>1.</u> (条文省略)	<u>(1)</u> (現行どおり)
↳	↳
<u>3.</u> (条文省略)	<u>(3)</u> (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 10 条 (現行どおり)
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	<u>2</u> (現行どおり)
当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	<u>3</u> 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、 <u>株主名簿管理人</u> に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 11 条 (条文省略)	第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招 集)	(招 集)
第 12 条 (条文省略)	第 12 条 (現行どおり)

<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(決議) 第16条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 (現行どおり)</p>
--	--

する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了の時までとする。

(代表取締役)

第21条 (条文省略)

(役付取締役)

第22条 (条文省略)

(取締役会)

第23条 取締役会は法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

取締役会に関する事項は、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集の通知は、各取締

2 (現行どおり)

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(代表取締役)

第21条 (現行どおり)

(役付取締役)

第22条 (現行どおり)

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

2 (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第25条 (現行どおり)

役および各監査役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第27条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第29条 (条文省略)

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第26条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第27条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第29条 (現行どおり)

(監査役の選任)

第30条 (現行どおり)

監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 (条文省略)

(監査役会)

第33条 (条文省略)

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第35条 (条文省略)

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 (現行どおり)

(監査役の任期)

第31条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(常勤の監査役)

第32条 (現行どおり)

(監査役会)

第33条 (現行どおり)

(監査役会の招集通知)

第34条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(監査役の報酬等)

第35条 (現行どおり)

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。

る。

(新設)

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 (条文省略)

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 (条文省略)

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 (条文省略)

(除斥期間)

第42条 (条文省略)

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第38条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 (現行どおり)

(剰余金の配当の基準日)

第40条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(中間配当)

第41条 (現行どおり)

(除斥期間)

第42条 (現行どおり)

<u>(新設)</u>	<u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成29年</u> <u>10月1日をもって効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は当該効力発生日の翌日</u> <u>をもって削除する。</u>
-------------	--